

介護職員初任者研修事業（通学）学則

（研修の目的）

第 1 条 高齢社会の多様化したニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、必要な知識・技能を有する介護員の養成を図り、また慢性的な人材不足を解消するために当研修を行う。

（研修の名称）

第 2 条 研修の名称は以下の通りとする。
認定 N P O 法人 シーズネット 介護職員初任者研修事業（通学）

（研修の要旨）

第 3 条 研修課程及び形式は以下の通りとする。

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員（人）	受講料（円）	受講対象者
札幌市	通学 平日 昼間	6ヶ月	3ヶ月	20名	64,800円	一般

（研修会場の所在地）

第 4 条 研修会場の所在地は以下の通りとする。
「社会福祉法人 溪仁会 手稲つむぎの杜」 札幌市手稲区前田 2 条 1 0 丁目 1 - 7

（募集時期について）

第 5 条 開講日の 1 ヶ月前からホームページ・ポスター・チラシ等で募集し、締め切りは 10 月 26 日（月）受付分とし、締め切り前に定員（最低人員 16 名）に達した場合はその時点で締切とする。締め切りは当法人ホームページ上にて通知する）

（受講手続）

第 6 条 本研修の受講を希望する者は、当法人指定の申込書類を郵送及び持参し提出する。書類審査の上、受講登録を行い受講者へ通知する。

（受講料納入方法について）

第 7 条 受講決定通知後、下記のいずれかの方法で納入することとする。
① 指定の期日までに所定の口座に振り込む。（振込手数料は受講者負担）
② 指定の期日までに事務局に直接納入する。

（受講料を返還する場合について）

第 8 条 以下の場合について受講料を返還する場合がある。
① 受講生の都合で解約の場合 ・ 研修開始の 5 日前まで → 全額返還
（振込手数料は受講生負担） ・ 4 日前から当日まで → 返還しない
② 事務局の都合により解約の場合 ・ 全額返還（振込手数料は事務局負担）
※なお、研修開始後は、理由の如何を問わず一切返金しない。

（カリキュラムについて）

第 9 条 別紙のとおりとする。なお、資格等による科目の免除および実習は行わない。

（使用テキストについて）

第 1 0 条 介護職員初任者研修テキスト 1・2・3 巻（日本医療企画）受講料込定価 6,480 円

(受講時の本人確認について)

第11条 初回の講習時に、戸籍抄本・戸籍謄本・住民票・運転免許証・他公的証明書等により、受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。

(出欠の確認について)

第12条 各講義の開始前に受講生が出席簿に捺印し、事務局が講義中に確認を行う。

(遅刻・早退の扱いについて)

第13条 遅刻・早退は、原則欠席の取り扱いとする。やむを得ず欠席の場合は所定の欠席届を提出することとする。

(修了認定について)

第14条 修了の認定方法

- ① 講義・演習については、研修全科目に出席しなくてはならない。
- ② 「生活支援技術」講義においては、介護に必要な基礎的理解の理解度と、生活支援技術の習得状況を担当講師が評価し、理解度および習熟度が低いと判断された場合は、補講を行い再評価を行う。
- ③ 各科目すべての講義・演習に出席されたことが確認された段階で、筆記による修了評価試験を実施する。
100点を満点として、6割以上の正答を合格とする(60点以上)。合格点に満たなかった場合は補講を受け、補講終了後に再度筆記試験を行うものとする。

(修了証明書について)

第15条 修了が認定された者には、別紙の修了証明書(携帯用含む)を交付する。

なお、氏名の変更(手数料なし)や紛失(手数料1,080円)等により修了証明書の再発行が必要になった場合は、修了証再発行依頼書に必要事項を記入し、本人確認が可能な証書を添付し申請する。

(補講について)

第16条 補講の取り扱いについて

補講は項目ごとを単位とする。補講料(レポート提出も含む)は1項目につき3,000円の負担とし、補講修了後1週間以内に事務局へ直接納入することとする。

なお、補講が発生した場合は受講生に受講の意思を確認し、承諾した場合にのみ受講を許可するものとする。

また、事情によりどうしても日程調整がつかない場合は、レポートによる提出により担当講師が基準点に達していると判断した場合に補講終了とみなす。

ただし、レポート補講の科目は「1、職務の理解」「9、こころとからだのしくみと生活援助技術」「10、振り返り」を除く演習・実習を実施しない講義科目とし、レポートの提出期限は予定された補講日程が終了してから1ヶ月以内とする。

(受講の取り消しについて)

第17条 退学の規定について

- (1) 受講生が退学しようとするときは、退学届を提出する。
- (2) 受講生が当法人の諸規定を守らなかったり、次の行為があった場合は退学を命ずる。
 - ① 素行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
 - ② 研修意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められるとき。
 - ③ 正当な理由がなく遅刻・欠席がみられると認められるとき。
 - ④ 講座の秩序を乱し、受講の妨げとなるとき。

(個人情報の取り扱いについて)

第18条 受講者から取得した個人情報については、受講者等の秘密を漏らすことがないように、個人情報保護規定に則り個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行う。
なお、修了者は北海道の管理する修了者名簿に記載される。

(講師について)

第19条 別紙のとおり

(研修事業事務局)

第20条 研修事務局を下記にて行う。
認定NPO法人シーズネット
札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2F
電話：011-717-6007
担当：生活支援担当部長 柿沼 英樹

(研修事業における苦情・事故窓口)

第21条 研修事項の実施に当たり、苦情・事故の窓口を設置し、必要な措置を講じることとする。

☆「苦情・事故対応窓口」

認定NPO法人シーズネット
札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2F
電話：011-717-6007
担当：生活支援担当部長 柿沼 英樹

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要と認められる場合は、当法人がこれを定めることとする。

(附則)

第1条 この学則は平成27年11月1日から施行する。